

事業主様

被扶養者認定事務取扱の変更について【証明書類の追加】

日頃は当組合の事業運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

平成30年8月29日付の厚生労働省通知により、日本国内にお住いの被扶養者を認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、全ての被扶養者申請について公的証明書類に基づく認定を行うよう事務の取扱いが変更されます。これにより、全ての被扶養者申請で下記書類が追加され、当組合の異動届、申出書の書式を一部変更することとなりました。この通知による変更は平成30年10月1日から適用されます。

扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するための添付書類が追加されます。ただし、一定の要件を満たした場合や事業主が証明することにより、書類の添付を省略することができます。

添付書類	目的	添付の省略ができる場合
次のいずれか ・ 戸籍謄本または戸籍抄本 ・ 住民票	続柄確認	・ 左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が異動届の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が異動届に記載し、証明していること
年間収入が「130万円未満（※1）」であることを確認できる課税証明書等の書類（裏面参照）	収入確認	・ 16歳未満のとき ・ 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族であることを確認した旨を、事業主が異動届に記載し、証明していること（※2）
同一世帯である場合の証明書類 ・ 住民票	世帯確認	・ 扶養認定を受ける方が被保険者の直系尊属配偶者、子、孫及び兄弟姉妹の三親等内の親族であること ・ 左記書類により、扶養認定を受ける方の世帯情報が異動届の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載し、証明していること
仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類（※3） ・ 振込の場合 預金通帳等の写し ・ 送金の場合 現金書留の控えの写し		・ 16歳未満のとき ・ 16歳以上の学生の場合

※1 扶養認定を受ける方が60歳以上又は厚生年金保険法の障害年金の受給要件に該当する程度の障害のある方は年間収入が「180万円未満」となります。（収入には公的年金も含まれます。）

※2 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等の写しの添付が必要です。

※3 仕送り額については、申立てのみでは確認書類として認められないため、添付書類により仕送りの事実を証明する必要があります。

その他、当組合が必要と認めた場合は、各種確認書類をご提出いただくことがあります。

国内認定対象者の収入を確認するための公的証明書の例

国内認定対象者の状況	確認書類例
①給与収入がある場合	直近3か月分の給与明細書の写し、賞与がある場合は直近の賞与明細書の写し
②退職した者の場合	雇用保険被保険者離職票の写し
③雇用保険の失業給付受給中又は受給終了者の場合	雇用保険受給資格者証の写し
④公的年金等を受給中の場合	現在の年金受給額が確認できる年金証書、改定通知書又は振込通知書の写し
⑤自営業による収入、不動産収入等がある場合	直近の確定申告書の写し※受付印のあるもの
⑥上記①～⑤に加えて他に収入がある場合	①～⑤の確認書類及び課税（非課税）証明書
⑦上記①～⑥に該当しない場合	課税（非課税）証明書